## 学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法で定められており、出席停止となります。 感染症にかかったときは、医師の登校許可がでるまで自宅療養してください。登校する際は、下記の『登校 許可証』を医師に記入していただき担任に提出してください。中央市では、下記の感染症で出席停止になっ た場合、感染拡大防止のため「登校許可証」を提出していただくことにしてます。

## 学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止の基準は次のとおりです。

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)		
(新型インフルエンザを除く)	を経過するまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が		
	終了するまで		
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで		
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身		
	状態が良好になるまで		
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで		
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで		
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消退した後2日を経過するまで		
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医等において感染の恐れがないと認めるまで		
結核	感染の恐れがないと認めるまで		

その他の感染症

流行性角結膜炎、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、ないと認めるまで。 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、 症状により出席停止 マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など

症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで。

症状により出席停止が必要ない場合もあります。

中央市立田富小学校 校長	殿	可証	
病名(	<u>学校 年 組</u>	<u>氏名</u> )	
出席停止期間(	月日~月	∃ ⊟ )	
   上記疾病について、   します。	感染のおそれがなくな	りましたので 月	日より登校を許可
0090		令和 年	月 日
	医療機関名	• 医師名	印